「第３回県政改革に関する検証委員会」議事録

日　時　　平成20年６月10日（火）９：30 ～ 11：50
場　所　　高知城ホール２階大会議室「くすのき」
出席者　　県政改革に関する検証委員会：
　根小田会長、参田委員、田所委員、筒井委員、那須委員、水田委員
事務局：
　【総　務　部】恩田部長、浜田副部長、岩城副部長
　　片岡県政情報課長、田島課長補佐
　　田村行政管理課長、岡村課長補佐
　　井上財政課課長補佐
　【政策企画部】吉良人権課長、三浦課長補佐
　【商工労働部】岡村部長、山﨑副部長、久保副部長
　　浜口商工政策課長、今西課長補佐
　　山﨑経営支援課長、近澤課長補佐

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１　県単独融資について

（会長）
それでは、第３回の県政改革に関する検証委員会を始めさせていただきます。
本日の議題につきましては、会議次第にありますとおり、「県単独融資について」と「予算編成の仕組みについて」の２点になりますが、関連する内容となりますので、今日は、県の事務局の方から一括して説明していただいた後、質疑、意見交換を行っていきたいと思います。説明資料の一部は、事前にお配りしていますので、県からの説明は、前回と同様に、重要な部分を中心にお願いいたします。
それでは、県単独融資の説明からお願いいたします。よろしく。

（経営支援課長）
前回に引き続いて、ご説明をさせていただきます。まず、前回、宿題をいただいております部分について、お答えさせていただきます。資料１をご覧ください。
高度化資金のボリュームがどうなっているかというご質問でございましたが、資料１は、現在、私どもで債権管理をしております高度化資金の債権管理一覧表でございます。左の端に延滞、下に正常と書いてございます。上段の延滞と申しますのは、いわゆる不良債権化したものでございます。貸付先を記入していますところは倒産などで現在事業も停止しているところ、名前を伏せてＡＢＣとしているところは現在も操業中のところでございます。正常債権につきましては、高度化資金の貸付けを受けていることが多額

の負債を抱えているという見方もできるということから、公表しておりませんので、ご了解願いたいと思います。正常債権、この中には工業団地や商店街のアーケードの設置、あるいは、カラー舗装などが含まれておりまして、高度化資金は社会基盤の整備にも寄与して参りました。個別のお店、事業主に貸す、通常「個店貸し」というものは、商店の店舗の改築費用などに貸付けておりまして、商店街の近代化にも寄与してきております。佐川石灰、あるいは、モード・アバンセといった問題で、高度化資金に負のイメージが伴ってしまいましたのは、非常に残念だと、私、個人的には思っております。

高度化資金は昭和 38 年から平成 14 年度までの貸付実績を見ますと、約 519 億円ございます。現在、債権管理をしている案件は貸付額にいたしまして、ご覧いただいた貸付元高の一番下でございますけど 173 億 3000 万円、債権残高で 75 億 7000 万円、そういった状況にございます。

続きまして、県単独融資の経緯につきまして、ご説明させていただきます。資料の２をご覧ください。

まず、最初にお断りしておきますが、右側の枠のところにいろいろ記述をしてございますが、この記述は、主に、背任事件の地裁判決の第７の１、第一次貸付けに至る経緯、第７の２、第二次貸付けに至る経緯によっております。

なお、高裁判決においても、この事実関係が否定されていないということは、一応、確認しております。

ただ、地裁判決にはなくて、高裁判決にはある重要な記述がございます。そこは、その箇所でご説明させていただきます。

前回、２回の時は、平成７年度の高度化資金の支払い直前の５月中旬に、つなぎ融資や増資した自己資金を運転資金に流用していたということが判明したこと、その上で県としては支援の継続を決めていたこと、そして、高度化資金は平成８年５月末に支払われたというところまでご説明いたしました。

そして、高度化資金の支払いを受けた１カ月後には、早くも、安原は運転資金の支援要請をしてきております。これが一番上にあります「運転資金の支援要請」ということで、県に支援の要請が参りましたので、商工政策課長は「商工労働部として、商工３課で連携して支援策を検討するように」という指示をしております。

７月４日、「商工３課が経営状況を聴取」では、安原が「平成８年度共同施設事業計画」を基に 11 億 7000 万円の資金が必要である旨説明し、「８月中旬までに８億 7000 万円を調達したい。商工中金高知支店に側面支援をして欲しい」と述べている。商工政策課長は、商工中金には担保を示して交渉すべき、金融機関の分を返済して担保を解除してもらい、商工中金を１番抵当にすれば良いと示唆し、県の方でも（株）高知県商品計画機構を通じた販売を検討すべきと提案。３課協議で、商工政策課が商工中金など金融機関への支援要請、経営流通課がアバンセの再診断を、工業振興課が商品計画機構への協力要請をするといった方針が確認された。

その次に、診断班が診断の調査をしておりますが、グループ全体では相当なマイナス

収益であること、グループ各社間や役員個人間での貸借関係があること、経理が一本化されておらず、決算期がばらばらであることを把握して、その後、緊急に支払うべき金額が10億766万9千円であることを確認した。

その次、商工労働部長が商工中金に支援の要請に行っております。県側は平成８年度事業計画書や担保一覧表（写し）を基に、金融機関から商工中金へのメインバンク引継ぎを視野に、総額 10 億円の融資を依頼。商品計画機構とのタイアップによる自社ブランド商品の販売に関する説明をし、「業況の改善が期待できること、県としては協業化することが手本になることを期待している」と説明。

ここの自社ブランド商品と申しますのは、後ほど出てきますけれども、シーセイズという商品計画機構が売り出そうとしていた婦人服ブランドの名前でございまして、平成８年７月にモード・アバンセと契約を交わしております。

この県の要請に対する商工中金の回答として、「①全体の事業計画、資金繰り、償還財源の確保等から、事業の成功に自信が持てないので融資を断る旨、６月４日、安原に伝えてある。②アバンセや組合員の体力、累積債務による債務超過など、償還財源の確保に根本的な問題があり、事業計画に大幅な変更がない限り再検討できない」として融資を拒否されております。

続いて８月23日、３課検討会を行っておりまして、その内容は、商工政策課長は「アバンセを潰すわけにはいかない。倒産を回避するためには約10億円が必要であること。今後は民間金融機関に融資を依頼する方針である」と述べました。金融機関を説得する材料として、経営改善計画の推進、工業振興課による売上増対策などが話し合われております。今後の対応として、商工政策課が金融機関等への支援の取りまとめ、高度化事業担当課としての指導育成を、工業振興課が販路拡大の支援、経営流通課が財政状態の把握、経営診断と指導、経理一本化の指導に当たるなど、役割分担を決めております。商工政策課長は、金融機関から融資を拒絶された場合の対応策として、県から運転資金を直接貸付けることも考えて、財源確保の可能性や貸付策を講じた場合の影響等について検討を指示。その際、金融班担当から「他の企業への波及を案じ県による貸付けはやめるように」との意見が出されたが取り上げなかった。また、金融班県単融資担当に平成８年度当初予算の県単融資枠から 10 億円を捻出できるか至急調査するよう指示し、「可能である」との報告を受けております。

引き続いて、８月 26 日に、３課長会議で引き続き支援をする方針を決定しますが、金融班長が、アバンセの設立経緯、概要を説明し、アバンセが受注加工型の縫製業からの脱却を目指していること、現実には計画通り事業が進捗しておらず当面の運転資金にも不足を来すなど財政面が厳しいこと、金融機関からの融資のめどが立たず、事業の継続が懸念される状況であることなどを説明。商工政策課長が、金融機関の融資は厳しいが、県としては、引き続きアバンセを全面的に支援していくべきであるとの方針を述べた。診断班長が、償還計画について、総額 10 億 766 万 9 千円の融資が必要不可欠であること、賃加工と生地買いから売上げを見込んでいること、経費を伸び率最低で算出し、

材料比率も最低に抑えたことなどを説明。取引先からの注文書の有無についての商工労働部長の質問に対して、診断班長は「直前にならないと正確な受注量は分からない」と回答。売上げはどの程度かとの質問には、「生地買いはヒヤリングのみに基づいており、これからの営業次第である」旨の回答をしております。商工労働部長の「本当にこれやらんといかんのか」との質問に、商工政策課長は「高度化を入れたばかりですから。地域改善事業でもありますし、３課でチームを組んで支援していきます」と述べ「直貸しも検討する必要があります」と述べております。

次に、９月３日。また、県が金融機関に支援要請をしておりますが、要請の内容としては、400 人の従業員を抱えており、地域の雇用の場として極めて重要である。倒産すると重大な雇用問題が発生するとして、アバンセに対する 10 億円の融資を要請しております。更に、償還計画について説明。金融機関のそれに対する回答では、売上計画に無理がある。信用保証協会の保証付きでないと融資できない。10 億円あればこの企業がうまく成り立つか疑問であるなどとして、支援要請を拒絶されております。

直貸しの意見具申を商工労働部長にするところですが、商工労働部長に経営流通課長が、アバンセが倒産危機を招いた要因について説明。「投資額が多すぎたこと、増資原資の全部を借入により調達したこと、業績が低迷していること、協業化前の組合員５社の負債をそのまま持ち込んでいること、メインバンクが無いままスタートしたこと、経理が一本化されていないこと」そういったことを説明しております。商工労働部長に商工政策課長が、金融機関に支援を拒否されたことを報告し、「新制度要綱を作成し直貸しすること。財源は地域改善事業費の執行残を充てること」などを意見具申しております。商工労働部長は「担保はあるのか、銀行が見放したところにどうして直貸しをしないといけないか。貸付けに当たって必要な手順だけは踏んだということを示しておくように。副知事に説明する場を設けるように」ということなどを指示しております。

９月６日に、副知事に意見具申をする方針を決定しますが、商工労働部長、商工政策課長らが再度、金融機関に支援要請をしますが、「信用保証協会の保証付きであれば協力するが、単独では融資できない」と断られております。商工政策課長は、県が直接貸付けた場合、歳入欠陥を防ぐため必要不可欠となる年度末一日だけのアバンセに対する融資を依頼しております。それについては、金融機関もその日のうちに承諾の回答をしております。商工労働部部内協議において、県が直接貸付ける方針で副知事に意見具申するということを決めております。

８年９月９日、「副知事協議」でございますけれども、ここで直貸しの方針について、副知事にお伺いを立てております。商工政策課長が、山本副知事にこれまでの経過を説明した後、倒産の危機に至った要因を、安原の見通しの甘さなどアバンセの事業運営にあるとしつつ、メインバンクが確保できていないことを把握できなかった商工労働部の指導の不十分さ、縫製業を取り巻く環境の悪化等、アバンセのみにその責めを負わすことはできないと説明。更にアバンセの倒産を防止して就労の場を確保、維持すること、アバンセを今後県内縫製業のモデル事業として成功させるという方針を説明。倒産を防

止しないと、倒産により400名を超える失業者が生まれるだけでなく、対象地域の重要な就労の場が失われ、現在審議中の同和対策審議会の審議にも大きな影響を与え、その円滑な運営にも支障が生ずることが懸念される。従前より県の工業振興施策の推進につき、県外からの企業誘致よりも県内の既存企業の振興策の充実を求める意見が根強くみられるが、今回倒産防止策を講じなければ、こうした意見が一度に噴出し、今後の企業誘致施策の推進にも大きな悪影響を与えることが推測される。「アバンセの取組は、県内縫製業の生き残りの試金石であり、高度化資金という国の制度と併せて県が上乗せの単独施策を講じたとしても、なんら県民の批判を受けるものではない」と説明をしております。更に、具体的な支援策として「県単独融資制度の貸付金を活用し、アバンセに単年度運用で運転資金の貸付けを行う。融資総額12億円のうち、10億1500万円は県が直貸付けし、１億 8500 万円は保証協会の保証枠の残りを使い銀行から貸付けを行う。財源は、特定財源のうち諸収入を使い、単年度融資として「転がし」を行う。既に予算計上済みの県単融資制度の貸付金のうち、地域改善対策関連貸付金等の原資を充当する」等として説明。副知事の了承を得ております。この際に、商工政策課長が、（議会の委員会ですけれども）産業経済委員会に対する事前説明の当否について判断を仰いだところ、産経委員へ説明すると結局は議会全体に知れ渡り、直貸しによる支援はできなくなると、議会側への説明を控えるよう指示をした。

副知事協議のところで、地裁判決と高裁判決で少し異なっておりますのは、高裁の判決では、この中で「商工政策課長が高度化資金は詐取されたことを報告した」となっております。

高裁判決は、この前段で「商工政策課長は安原がつなぎ融資の流用などを認めたと金融班から報告を受けた５月 24 日には、高度化資金が詐取されたとの認識があった」というふうに認定しております。

そして、この９月９日には「副知事、商工労働部長とも高度化資金は詐取されたことを知っていた」というふうに認定をしております。

ここは、地裁判決と高裁判決とで大きく異なっておるところでございます。

続いて、副知事協議の後、平成８年９月 11 日、財政課が副知事に対して「特定の一企業に多額の融資は問題である。担保もないのに融資して良いのか。直貸ししても良いのか。補正予算も組まずに他の予算の流用して良いのか」といった反対の意見具申をしております。しかし、副知事は「同和対策事業として支援したい、県が貸付ける方向で検討してほしい」と回答しております。

９月20日には、モード・アバンセが文書で支援の要請を出してきております。

次の、９月 24 日、安原からヒヤリング。ここで、訂正をお願いします。右側の「10月までに必要な貸付額を６億1,900万円と算出」というのは、この「安原からヒヤリング」をして算出したものですので、線をこの下のヒヤリングのところへ直しておいていただきたいと思います。

結局、平成８年９月 25 日に、平成 8 年度地域産業高度化支援資金制度要綱というも

のを制定しております。これによって、モード・アバンセに直貸しをする仕組みを作ったわけですが、その要綱の目的としては「地域改善対策高度化事業を実施する協業組合の安定に要する資金を貸付けることにより、その事業の円滑な推進と育成を図るとともに、その発展に寄与する」、そして、対象として「融資対象者は、地域改善対策高度化事業を実施し県内縫製工場の発展に大きな効果をもたらす協業組合であって、知事が認めた者」という規定で、具体的には名称はありませんが、この規定に対象となるのはモード・アバンセのみということになります。この融資制度は、他の県単融資制度とは扱いが異なっておりまして、この制度の広報等も行っておりません。

次に、この要綱に基づいての支出の手続きですが、平成８年９月 25 日には６億 1900 万円の負担行為を起こして、以下、支出の手続きを行っています。

平成８年 11 月 11 日には、２億円の負担行為を起こして、11 月 15 日、11 月 29 日には、それぞれ１億円ずつ支出しております。

それから、平成８年 12 月 10 日には、１億 8450 万円の負担行為を起こし、総額で 10 億 350 万円の資金を順次、モード・アバンセの資金が必要な時期に合わせて支出していることになります。

このようにして、県単の直貸しを実行したわけですが、平成８年 12 月 10 日には、前回も触れましたが、同和対策審議会の８年度の答申が出されております。この中で「平成６年度に県内の５企業がその体質強化を目指して協業組合を設立し、国の地域改善対策高度化資金を活用して共同施設の建設を行っている。この協業組合では従来の加工賃に頼る下請けだけではなく、自社ブランドの開発と販売も目指しているが、この取組は今後の縫製工場のモデルとして評価すべきものであり、注視していく必要がある」といった内容の答申が出されております。

ここまでが、平成８年度に県単融資のしくみを作ってモード・アバンセに直貸ししたというところでございます。８ページからは産業パワーアップ融資制度の説明になります。

平成８年度につきましては、既存の予算を流用することで作った直貸しの融資制度を、９年度は当初予算に計上することとし、産業パワーアップ融資制度として予算化を図っております。

しかし、この予算も、本来信用保証協会を通じて金融機関へ預託することを目的とした制度融資の中に位置付けることにより、議会にも分かりにくい予算となっていました。

しかも、産業パワーアップ融資は、モード・アバンセだけでなく、闘犬センターへの融資も行おうとする予算でした。この８年度の地域産業高度化支援融資と産業パワーアップ融資の違いなど詳細につきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

平成９年３月 18 日、「県が金融機関に対し、融資依頼文を提出」というところです。金融機関の要請に応じまして、商工労働部長名で営業部長宛につなぎ融資を依頼する文書を提出。年度末１日だけのつなぎ融資をして欲しいということで、口頭では了解をもらっておったわけですが、金融機関の方から「文書で出してほしい」ということで、文

書を提出しております。文書の内容としては、「平成９年度におきましても、融資事業を継続して執り行います。つきましては、当制度の融資先であります下記の法人（アバンセを指しますが）に係るつなぎ融資に付きまして、貴行に格段のご配慮をお願いします」そういった内容の文書を提出しております。

その後、産業パワーアップは予算を通過しましたので、平成９年３月 24 日に制度要綱を制定しております。

その後、産業パワーアップ融資支援審査会を３月 25 日に開催して、支援の継続を承認しているということです。

モード・アバンセに関する部分の融資として、平成９年３月 27 日に原資貸付伺ということで 10 億 350 万円、８年度に融資した総額と同額の額を支出できるように、この手続きが進んでおります。

次に、負担行為など支出の手続きのところですが、平成９年５月 15 日、３課長会議を開催しておりまして、診断班長が「平成９年度単年度黒字転換はほぼ確実で、問題は黒字幅であること、受注額は将来に向かって伸びていくと予想され、商工労働部をあげて支援体制を強化することが必要で、この一年が正念場」というふうな報告をしております。これは、シーセイズの事業化、順当に行けばという前提での説明かと思います。

６月 17 日、窪川工場の根抵当権解除決裁。県が、第一次貸付けの際に設定した窪川工場への根抵当権解除を決裁しております。アバンセが資金繰りに困り窪川工場の売却のため抵当権解除を希望し、県よりも先順位で金融機関、信用保証協会が担保権を設定していましたので、県にとって実質的な担保価値がないことから、根抵当権の解除に応じております。

その次、８月 11 日は、アバンセに対して融資の、保証協会に保証付きでということで要請をしておりましたが、信用保証協会は、これが最後であるとしつつも、一応、保証に応じて、保証付きで 4500 万円の融資を受けておるということがございます。

平成９年８月 12 日、副知事にアバンセの状況を報告（10ｐ）。商工労働部長らが安原らと協議をし、「窪川工場を早期に売却すること。不採算部門の安芸工場を分離すること。金融機関からの支援を得られるような姿勢を示すこと」などを伝えた。商工労働部長が副知事に「またも資金ショートしたこと。信用保証協会の支援で 4500 万円は調達できたが、これが最後であると言われており、工場の売却や切り離しを検討していること」を報告しております。

９年 11 月、「県に追加融資の支援要請」というところございます。モード・アバンセは、翌 12 月の運転資金の目途が全く立たない状況となり、再度、県に追加融資の支援を要請しております。そこで、県は信用保証協会に保証を付けて欲しいということで働きかけを行っております。ご承知のように、信用保証協会の信用保証が付きますと、支払いができなくなった場合に、代位弁済といって 100%信用保証協会が支払いをしてくれますので、保証協会の保証が付けば金融機関としては安心して融資ができるということです。信用保証協会と三者協議を開催しまして、「シーセイズの売上見込みが半分程

度であること、不採算工場の操業停止が実現しないこと、アパレルセンターの受注後早期生産体制の構築が遅れていることなどから単年度黒字見込みが大幅に下回り、経常利益１億 2100 万円の赤字が見込まれる」ことが報告されました。信用保証協会に保証の要請がされましたが、協会は「窪川工場の売却ができなければ今後の支援はしない」として拒絶しております。

商工労働部長は、部内協議で三者協議の報告を受けております。商工労働部長は「この際、親を生き残らすためには子を切るしかない。雇用の確保はもう言わん」と発言。信用保証協会は、保証を行わない旨を決定し、商工労働部長に伝えております。

次に、11 月 26 日、商工労働部内の協議の項ですが、商工労働部内でアバンセに対する支援を再度協議しております。「アバンセが 12 月１億、翌年１月 5000 万円、６月１億の資金不足が見込まれること。倒産回避には県が貸付ける以外にないこと」などが協議されました。商工労働部長は、再建計画案を立てて副知事の判断を仰ぐ意向を述べ、工場分離後２工場体制の場合の生き残り策と切り離した工場の雇用対策の検討を指示しております。

平成９年 11 月。日は分かりませんが、「商品計画機構がシーセイズ事業から撤退・決定」というところです。シーセイズ事業で 15 億円の売上見込みを立てておりましたけれども、実際は６億 5000 万円ほどしか売上げがないということで、商品計画機構がシーセイズ事業から撤退を決定しております。

従って、11 月末で商品計画機構とモード・アバンセの契約も解除しています。

この点につきまして、百条委員会は「県がモード・アバンセは再建可能だと判断した根拠の一つに「シーセイズ」の生産があるが、過大な期待であったといわざるを得ない」と指摘しています。

続いて、11 ページの平成９年 12 月２日頃、「商工労働部長が追加融資を判断」というところですが、商工労働部長は、信用保証協会が保証を拒絶したため、県が再度貸付けやむなしと判断。２億円の貸付けについて、副知事の判断を仰ぐにしても、それまでに財政課を説得しておくよう、商工政策課長らに指示を出しております。

その指示に基づいて、商工労働部が財政課に２億円の追加融資を説明しましたが、「２億円貸付けるより雇用対策を」と財政課から強硬に反対されております。

そこで、翌 15 日に、商工労働部長らが副知事に「信用保証協会から支援を断られたこと。２億円を貸付けないとアバンセが年内にも倒産すること。追加で貸付けても翌年から立ち直るとは考えられないが、アバンセ側が県に提示した条件である工場の売却や分離を行えば、本社工場だけでも延命でき、そうすれば貸付金を少しでも回収できるかもしれない。財政課が２億円融資より失業対策をしろと反対していること」などを報告しました。それに対し、副知事は「失業対策より２億円追貸しが良いと思う」として、財政課と協議するように指示をしております。

それで、同日、商工政策課が財政課に副知事の意向を伝え、再協議し、「今後の資金支援をしない。理事による増資を行う。条件を実行しない場合は直ちに２億円を繰り上

げ償還する。今後これ以上の資金支援を要請しないことを、全理事に文書で確約させる」そういったことを条件に、財政課の承諾を得ております。
　次のページへいきまして、平成９年12月18日に、再度、産業パワーアップ融資支援審査会を開催しまして、ここで２億円の追加の貸付けを承認しております。その中では、追加貸付の条件として「各工場の分離の実行、リストラ策の実行、追加担保の提供」そういったことを貸付けの条件として貸付けを認めています。
　以下、その２億円の支出についての手続きが進められているというところですが、この追加貸付けの条件であります「各工場の分離の実行」によりまして、以後、順次、モード・アバンセを構成する工場の分離が図られております。
　これが次の 13 ページに、モード・アバンセ関連工場の推移、百条委員会の資料をいただいておりますが、これを見ていただきますと、左側がモード・アバンセ協業組合を設立する際の母体となった構成企業。それで協業化を図った時に、それぞれ工場、窪川工場、拳の川工場というふうに工場として位置付けられ、これが、結局、分離、独立させるという方針で、最終的に、本社工場を何とか生き延びさせようということで分離を図ったということになっております。
　この点について、百条委員会からは「モード・アバンセが操業開始直前に経営破綻に陥った原因の一つには、協業化前の個別企業の負債を持ち込んだことがある。結果的に、この分離、独立はその持ち込んだ負債をモード・アバンセに残して個別企業は身軽になって出て行ったという形になっている」と、そういうふうな指摘を受けております。
　手前の12ページの最後、10年３月23日に、産業パワーアップ融資制度の要綱を永年化したというところまでで、一応、県単融資の流れにつきましての説明は終わらせていただきます。
　続きまして、地域産業高度化支援資金制度と産業パワーアップ資金制度、これがどういうふうな内容になっていたかということをご説明させていただきます。資料３でございます。
　ここに、制度の目的を２つ併記して書いてございますが、地域産業高度化支援資金につきましては、先ほどもご説明しましたように、基本的には、モード・アバンセを念頭に置いた規定になっておりますが、産業パワーアップにつきましては、本県産業のリーディング企業として振興・発展が期待される、商業パワーアッププラン等の示す方向に則した取組を積極的に行っていこうとする者で中長期的な発展が見込まれる者等に対して、経営の合理化や体質強化に必要な資金を貸し付けることにより云々というふうな規定になっておりまして、普遍的なと言いますか、特定の企業を念頭においた規定にはなっておりません。これは、新たに闘犬センターに対する支援も可能とするための規定であったということになります。闘犬センターにつきましては、後ほど、触れさせていただきます。
　なお、この中にあります商業パワーアッププランとありますが、これは平成８年度に策定した県の商業振興ビジョンの名称でございます。それで、資料の２番目で主な貸付

手続としましては、ここに書いてありますように、借入の申請を受けて「実地調査→審査会→貸付決定」というふうな手順は踏むわけですけれども、地域産業高度化支援資金では審査会はありませんでした。産業パワーアップでは、審査会の規定がございます。

貸付条件は基本的には同じ様な条件でございまして、４番のところですけれども、資金の流れ、まず、貸付けまして３月 31 日には返してもらう。翌年また４月１日に貸付けるという形で、いわゆる「転がし」ということをやるわけですが、その際、３月 31 日に償還する資金がモード・アバンセの場合、それ自体、なかなか困難ですので、結局、つなぎの貸付けということで３月 31 日から４月１日の間の１日間、金融機関からつなぎ融資ということで貸付けを受けるというふうな仕組みになっております。

５番のところですけれども、地域産業高度化支援資金については、８年度限りの要綱でした。産業パワーアップにつきましては、平成９年、10 年、11 年というふうに実行されておりますけれども、最終的に、平成 12 年度末で要綱は廃止されております。次のページは、それの要綱を載せてございますので、これは参考に見ていただければと思います。この予算の仕組みがどうなっておったかというところで、資料の４の１から説明させていただきます。

何度も申しましたように、この県単融資の予算は県の制度融資の予算を流用して始まっているということをご説明していますが、県制度融資予算、中小企業制度金融貸付金という名称でございます。

１番にある制度融資の仕組みは、前回もご説明しました基本的な制度融資の流れで、県は保証協会に預託の原資を貸付けまして、保証協会を経由して、金融機関が貸付ける融資額の一部を預託という形で提供する。そういうふうな仕組みです。

この予算の計上の方法ですが、県は、融資実績に応じて、協調倍率に基づき貸付原資を信用保証協会経由で金融機関に預託をする。その預託は融資残がある限り継続しますが、事務手続き上、県の予算が単年度決算ということがございますので、年度末の３月 31 日で、一旦、県に償還してもらい、翌年度当初の４月１日に再預託をする。そういう形でやっています。このため、予算上は、当該年度新規貸付分と過年度貸付実行の融資残相当分の２本立ての計上ということになってます。

これは、非常に簡単な図式にしておりますが、最初の年に 10 億円貸付ける。そうすると２年目には１億返ってきて、残り９億円分が残債として残るわけですが、それに加えて新年度分の貸付けとして、新たに 10 億円貸付けるわけで、これが７年ものとか５年ものとかいうことで、ずっと積み重なっていくわけです。その初年度分の予算は現年度分と言っておりまして、残り貸付残に対応する分は過年度分ということで、現年度分と過年度分を併せて、最初の説明の時に、大体、200 億という予算規模をご説明しましたが、実際、詳しく見てみますと 250 億から 260 億の予算がございます。

この現年度分は、実際には貸付けの予定で組みますので、実績に対応して年度末に減額補正をするという手続きがございます。

次のページに８年度補正予算資料というのを付けてございますが、予算の仕組みにつ

いては、後ほど、財政課の方からご説明もあると思いますが、基本的に、２月議会の時の予算編成の時には、一般的には翌年度の当初予算を組みます。

それと併せて当該年度の補正ということで、不必要な予算を減額したり、足りない予算を増額したりというふうなことで、補正予算というものを組みます。

この資料は、平成８年度に、この貸付金の補正をした時の添付資料でございますが、当初予算というところをご覧ください。これの一番下、90 億 9900 万、これが平成８年度のこの制度融資の現年分の予算ということです。その隣りに調整済額というのがございます。ここで、下の左端に地域産業高度化支援資金、この予算は流用して作った融資の制度がここへ顔を出してきておりまして、10 億 1500 万円、これを生み出すために、上のいろんな資金がございますが、この資金からやりくりして、10 億円を、ここで算出しているというふうなことになります。最終予算額はそういうことで調整した額がきておりますが、執行済額というところで、実際に、モード・アバンセに貸付けた額は、10 億 350 万円です。残り 1100 万円が残った。残額の欄が出てきますが、そういうふうにして、それぞれの予算の残りが右側に出てきまして、10 億 7200 万何某、これを減額補正したということになっております。平成８年度はそういうふうにして補正をしております。

次のページへいきまして、９年度の当初予算を組むわけですが、この段階で、先ほどの資料と違って左の端に融資枠というのがありますが、これは協調倍率等を勘案したトータルでの必要融資額ということです。必要原資というところが、先ほどの８年度分の当初予算の欄に当たります。ここで、一番下に産業パワーアップ融資ということで、20 億円の融資を新設ということにしております。トータル 104 億 1100 万円。これが平成９年度の制度融資の現年予算分ということになります。

先ほども、説明いたしましたが、この予算そのものは、本来保証協会を経由して金融機関に預託することで運用するという予算ですが、ここへ県が直接貸付ける融資制度を位置付けて予算を計上しているということです。

次に、下の９年度補正予算資料ですが、最初の、平成８年度で 10 億何某でありました予算が、ここで、産業パワーアップで 20 億になっていますのは、何度も申しますように闘犬センターへの融資ということを予定しておったということです。平成９年度予算資料で、これは、10 年２月議会に提案した予算ということになりますが、右端で、当初予算 20 億に対しまして、右側の方で予算残という欄で９億 5000 万円。９億 5000 万円が不執行で残ったということです。この分を減額するというような手続きをしておりますが、この９億 5000 万円が闘犬センターに融資する予定の資金であったということになります。先ほど申しましたが、この予算は基本的には保証協会を通じて金融機関に預託する予算の中、そこに直貸しの融資のメニューを位置付けています。

しかも、制度融資の一覧表には載せていない。通常、制度融資と言いますのは、今、申しましたように、金融機関の方で、いろいろ、県の制度として活用していただかないといけないものですから、これは、手元に持っているのは今年度分ですが、制度要綱の

パンフレットを作りまして、金融機関や商工会議所等に配布して、中小企業者への利用のための啓発に努めておるところですが、この中にあるメニューの一覧表といったものに載せてないということです。

こうしたことから、百条委員会からは「これは、高度化資金のずさんな融資の実態が明らかになることを避けるため、公表しなかったものと考えざるを得ない」という指摘を受けております。

特に資料としては用意してないですが、闘犬センターに対する融資の概要をご説明させていただきます。平成８年度に、闘犬センターから、県は９億 5000 万円の融資の要請を受けておりますが、県が直接貸付けることとし、県が貸付けるまでつなぎの融資をして欲しいと金融機関に要請をしておりまして、この時に、企画部長と商工労働部長の連名で金融機関に対し念書を差し出しております。

更に、副知事も口頭で、頭取や専務に支援を要請しておりました。

こういった県の動きを信頼した金融機関は、闘犬センターに９億 5000 万円を融資しております。県は、先ほど見ていただきましたように、９年度の産業パワーアップ融資の予算に９億5000万円を計上しました。

しかし、この予算の執行は財政課や橋本知事の反対にあいまして、11年度まで継続して予算化しておりましたが、最終的に実行できなかった。

そのため、別件闇融資という形で新聞などでは報道されておりますが、闘犬センターに関しましては、県の幹部が金融機関に対して、県が支援をするので金融機関としても支援をしてほしいといった趣旨の念書を何度も差し出すといったことが行われておりました。

この金融機関は、平成16年３月になりまして、県が９億5000万円の融資を実行しなかったことにより、多額の損失を被ったとして、高知簡易裁判所に調停の申し立てをしておりましたが、最終的には平成 18 年には県と和解をするといった経過をたどっております。

闘犬センターが県にとってどういう存在であったかということにつきましては、実は、橋本知事が、このモード・アバンセなどの一連の事件のあと、県政フォーラムというものを県下各地で実施しておりまして、その時の説明を引用することで、大体、どういう位置付けかということが、県との関わりというのがご理解いただけるかと思いますので、そこを引用して読ませていただきます。これは、13 年５月 20 日に、嶺北会場で行った県政フォーラム 2001 の記録から引用しました。「闘犬センターの経営者は、以前から県行政との間に深いつながり、癒着ともいえるような関係を持った人でございました。ですから、県に直接、金を借りに来られたというのもこの平成８年が初めてではなく、私が知事になる前のことでございますが、昭和 62 年の暮れにも県に「金を貸してくれ」と言って来られ、このときには、土佐犬登録保存協会という別の財団法人を通じてではございますけれども、結局、この闘犬センターという会社に県が１億を越える融資をしております。このような関係のあった方でございますので、私自身が知事になって驚き

ましたことは、新年度になりますと、この方が県庁にやって来て、県の幹部職員に訓辞をたれるというような常識では考えられないようなことが行われておりました。で、私は、すぐ、そういうことは止めろということを言って止めさせましたが、そのような出来事がこの闘犬センターの経営者と私との間のいさかいというか対立のきっかけではなかったかと思っております。」そういった説明をしております。

この問題につきまして、百条委員会は「一企業の負債の穴埋めをするため、その権限はないにもかかわらず、念書によって、行政の私物化が行われたものであり、知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行ったものである」と厳しく指摘をしております。

続いて、資料の５を説明させていただきます。これは、県単独融資に関しまして、百条委員会による問題点等の指摘でございます。これまで触れた部分と重複する部分がございますが、やはり、情報開示、説明責任といったところに問題があったことや不適切な事務処理があったこと。それから、政策決定や事務手続きにもいろんな瑕疵があったと。更に、特定の団体、個人への偏重ということがあったというふうな指摘をされています。庁内の情報の共有・伝達の不徹底といったようなことも、厳しい指摘を受けております。

続いて、資料の６ですが、ここでは、背任被告事件の地裁判決と高裁判決で指摘を受けた部分について記述してございます。簡単に読ませていただきますが、「同和対策事業や工業振興対策により支援要請」では、

・以上のような答申（同対審答申）等の動向に照らすと、県行政に対し、対象地域の就労対策と産業振興が施策遂行上の義務として位置づけられていただけでなく、同和縫製業に対し、また、直接的表現こそ避けられているものの、賃加工型の下請け企業から、多品種、小ロット、短納期化等に対応可能な高付加価値型縫製業への体質転換を図るという方向性を掲げるアバンセの構想に対し、積極的な支援を行うべきことが、公的に要請されており、中小企業を所管する商工労働部には、アバンセを積極的に支援すべきことがもとめられていたとみることができる。

「行政バランス欠いた対応」というところですけれども、

・更に２億円を貸し付けたものであるが、すでに述べたとおり、この貸付けに、正当な同和対策、地域産業振興策の一環としての救済融資としての側面を見出すことはできず、単に目前の倒産を先延ばしにするだけの、将来にわたる政策的、発展的な要素を欠いた不正な貸付けといわざるをえない。

というような指摘がございます。

それと、「県議会や県民の意思を軽視」というところでは、

・県行政が直面する深刻な問題について、秘密裏に公金を投入することにより解決しようという発想は、県議会や県民の意思を軽視するものであり、公金の支出に関与する者として安易に過ぎる。

次の「県の主体性の欠如」というところですけど、

・県の対応は、同和対策事業としての側面も影響して、同事業の実績を上げるために、形式を整えることに意を配りすぎたうらみがあり、その内実を主体的、積極的に分析しようという姿勢に乏しかったものと窺われる。

・当時、同和対策事業の目指す方向が、物的給付から、就労環境の整備へと転換するに至る過渡期にあり、実態の如何を問わず、倒産を是認するような対応を選択することは、時として強硬な政策要求が展開される同和団体との交渉等にも配慮しなければならない県幹部にとって、現実問題として相当に困難であったものと推察される。

・振り返って、同和対策事業が、崇高な国家的な事業として位置付けられ、県行政に対しても、その方向に沿った政策の遂行が要求されていた反面、現実の制度運用にあっては、県担当者の側において、問題点を十分検討した上で主体的な判断をするという意識が乏しくなり、事なかれ主義に陥り、同和団体等の県に対する過度の依存体質を助長するような対応になっていたのではないかという問題点を指摘することができる。

高裁の判決の方ですけど、「予算執行上の問題」ということで、

・高知県では、信用組合に対する協調融資の場合でさえ、過去に予算の流用に関して問題視された経緯があり、直貸しの場合には尚更問題が大きいことに照らすと、本件貸付けに際しては、予算の議決を経る必要があると解するのが相当であり、たとえ、同じ項である商工業費に属するからといっても、その間で予算を流用することは許されないというべきである。本件貸付けは、予算執行上、違法性を帯びるというべきである。

というふうに言われています。

それから、「償還能力・担保徴求義務を怠る」というところですけれども

・通常、公益性、政策的側面を伴う地方公共団体の行う貸付けであっても、担当職員は、貸付先の資力等を調査した上、担保を徴求するなどして、償還を確実にするに足りる措置を講じるべき義務があるというべきである。また、高度化資金貸付についても、高知県中小企業高度化資金貸付規則６条が「申請者は、貸付けを受けるに当たっては、知事が適当と認める連帯保証人を立て、及び担保を提供しなければならない。」と規定していることに照らせば、同和対策事業の一環としての貸付けであるというだけでは、償還能力についての調査義務や担保徴求義務が軽減されているわけではないというべきである。

「公益性の判断」のところですが、

・公益性の強弱、担保徴求の有無・程度を含めた回収困難に陥る蓋然性の大小、当該貸付け行為の必要性・緊急性等を相関的に考察して、個別具体的に判断する必要がある。そして、その公益性が相当に大きく、倒産を回避するための手段として、地方公共団体が貸し付ける以外に他に適当な手段がなく、いたずらに放置すれば、

公益性の強い事業が廃止になることが予想されるような場合には、その必要性、緊急性にかんがみ、県による直接貸付けが許される場合もありうるというべきである。

・そして、アバンセが、これらの同和対策事業や工業振興対策に沿うものとして位置付けられた結果、アバンセに対し、種々の行政上の施策が講じられ、経済面の支援として行われたものであって、本件貸付けの際、被告人らがそれらの点を意識していたであろうことも否定できない。

しかしながら、本件貸付けの公益性の強弱の判断に当たっては、アバンセの実態を抜きにして論じることはできないのであって、商工労働部のアバンセに関する対応を検討するに際しては、その点も考慮に入れる必要がある。

・その経営能力や財務体質等には多くの問題点が指摘できるし、何よりもアバンセは、代表者が県を欺いて公金を詐取するような企業であって、前記のとおり、被告人らもそれらのことを認識していたのであるから、従業員には非がなく、企業自体が存続する意味までも否定できないとしても、県がアバンセに貸付けをする公益性は相当低いといわざるを得ない。

最後ですが、「事務方のトップの指示」で、

・事務方のトップである副知事が、課長（財政）に対し、直貸しをするつもりであるとの意向を示しながら、更に検討するように指示するということは、事実上その意見の撤回を迫ったことに他ならず、直貸しそのものについて同課長が再検討する余地などほとんど残されていないのであって云々

というような記述がございます。

長くなって恐縮ですが、そういった経過で、モード・アバンセの高度化資金の貸付け、県単資金の貸付けというものの問題が浮かび上がって参りまして、この問題の反省を受けまして、佐川石灰の時もそうでしたけれども、また改めて高知県融資制度検討会というものを開催して、今後のこの融資制度のあり方というものを検討していただき、それの報告をいただいております。

資料７に概要を書いてございまして、次に、報告書を添付しております。報告書の一番最後には、検討委員の名簿が載ってございますので、見ていただきたいと思いますが、この報告書（資料７）で、簡単にご説明させていただきますと、総論として、県の融資制度のあり方については、「①県においては、融資に関する専門的知識と経験を有する人材が限られ、また、全庁的な人材育成を図る人事異動等により、計画的に融資の専門家を育成することが困難な面がある。②県は、金融機関に比べ事業者の経営全般についての継続的な支援ができないということを認識しておく必要がある」と。

２番として、県単独の直貸制度のあり方。県が行う直貸制度は国が設けた制度に限定し、県が直貸制度を創設することは避けるべきである。

高度化資金そのものは国が設けた制度ですので、高度化資金の廃止までは、ここで、提言を受けておりません。県単の直貸制度は止めろというふうな提言になってます。

貸付制度の運用に係る留意事項ということで、いくつか指摘を受けております。長くなりますので、省略させていただきます。

一応、この提言を受けまして、県としては、今後、高度化融資を適正にやっていこうということで、一定の、それまでの制度から見直しを図っております。

情報の公開というところでは、今後、新たに貸付けた分については、その事業者名とか公表するとかですね、高度化事業の検討会についても充実すると。

いろんな改善を図りまして、このことを二度と忘れないようにということで、実は、ここにこんなものがありますが、私も平成 16 年に金融課長に異動してきた時に引き継ぎを受けたんですが、高度化資金の事務処理の手引き永年引き継ぎということで、二度と忘れないようにと。内容は、事務手続きの詳しい流れと、佐川石灰の時の検討の報告書、今回のモード・アバンセの検討の報告書、それから、百条委員会の報告書、そういったものが１つのファイルになったもので、これを引き継いで間違いなくやろうよというふうな態勢は取っております。冒頭申しましたように、現実は高度化資金は休止というふうなことで。民間の商店街振興組合ですが、そこへ貸付けたのが平成 14 年度が最後で、その後、産業振興センターに 15 年度に貸付けてますが、それが最後で高度化資金の貸付けはやっていないというのが実態でございます。

この報告書の指摘を受けて、現在もその指摘に沿って取り組んでいると言えますのは、債権管理でございます。期中管理の強化と債権回収の強化ということで、これまでも民間の債権回収会社（サービサー）を活用して債権回収に取り組んだり、法的手段も交えて回収に努めて参りました。正常債権と言いますか、今、経営をしながら、順々、償還をしていただいている企業に対しては、経営内容をヒアリングするなどして随時経営状況を把握するなどに努めているというのが現状でございます。

大変長くなりましたが、以上でモード・アバンセに関します融資問題の説明を終わらせていただきます。

2　予算編成の仕組みについて

（財政課課長補佐）

財政課の課長補佐をしております井上と申します。よろしくお願いいたします。もうしばらくお時間をいただきまして、ご説明させていただきたいと思います。資料８でございます。横の表でございますけれども「当初予算編成作業の標準的な流れ」により、ご説明させていただきたいと思います。

翌年度の当初予算編成作業は、ここに書いてございますが、10 月中旬頃から２月上旬にかけて行っておりますが、この資料につきましては、県議会２月定例会で審議いただいて、予算として成立するまでを含めた、約６カ月の期間の流れを示したものとなっております。

左半分が「平成８年度当時」のもので、右半分が「現在」ということでございます。

左右の違いは下線を引いてあるところぐらいでございまして、基本的に、大きな変化

はございません。「財政課長ヒアリング」というところが「予算調整責任者ヒアリング」になっておったり、「予算見積概要の公表」といったものが、現在、行われているというようなところが変更点になってございます。

まず、スタートとしましては、10月中旬の「予算編成方針の決定・通知」でございますが、これは前後しますけど、10月上旬に９月県議会が閉会しました後に、予算編成方針を財政課で検討いたしまして、副知事の決裁を経ました後に、各部局に対して通知をしています。これからが本格的な予算編成のスタートということになります。この予算編成方針でございますけれども、例えば、予算要求にシーリング・見積限度額を設定するといったことや、業務の見直しを徹底すること、重点的に実施する必要のある事業などにつきまして、特別枠を設けたり、一部、見積限度額の例外を設けるといったことなどについて、方針を示すものとなっています。

矢印が右下に流れまして「各課予算見積書の作成」という段階に入って参ります。「予算編成方針の決定・通知」を受けまして、各部局・各課が予算見積書を作成する段階になります。これが、大体、11月中旬までとなります。各課は、それぞれ必要に応じまして、この前段に関係機関との調整や、出先機関からのヒアリングを行いまして、事前の準備を進めている場合もございます。各部局におきます予算見積書の作成におきまして、平成 10 年度当初予算編成からですけれども、各部局の副部長又は次長を、予算調整責任者としまして、各部局の予算案を調整する機能の強化を図っているところでございます。あとで、予算調整責任者のヒアリングというのが出てきますが、そういうものも設けてやっております。それまでは各部局のとりまとめを行う主管課というところで、予算見積書の取りまとめを行っておったわけなんですけど、どうしても課長レベル同士では十分調整がきかないという側面もあるということもございまして、一段高い副部長・次長レベルでの調整を行っていただくということで、そういう機能強化を図っております。

各部局で予算見積を行っていただくわけなんですけど、どうしても、シーリングや見積限度額に納まらない重要な事業とか年度間で大きく変動する経費などが出て参ります。そうしたものにつきましては、予算編成方針の通知の前後に、財政課と各部局との間でその取扱いを協議する。枠外で認めるだとか、呑み込むだとかいう調整をしておるところでございます。財政課への見積書の提出期限は、例年、大体、11月中旬としております。

「現在」の方にあります、先ほど触れました「予算見積概要の公表」につきましては、平成 11 年度当初予算編成から行っているものです。予算見積書が提出されまして、一定の計数整理を行った後に、12月上旬に財政課が全体像につきまして、各部局の予算調整責任者がそれぞれの要求概要につきまして、記者の方々に説明を行いますとともに、インターネットのホームページ上で公表しているところでございます。

それから、財政課に予算見積書が提出された後、財政課担当ヒアリングというもののところに下りてくるわけでございますけれども、財政課の各担当者が各課の担当者など

から、事業の必要性や、積算の妥当性などにつきまして、順次、ヒアリングを行って参ります。これが、相当ボリュームのある作業でございます。

併せまして、財政課長ヒアリング、若しくは、予算調整責任者ヒアリングですけど、予算見積書が提出されました後、各部局の重要な事業などにつきまして、担当課長、近年は予算調整責任者と担当課長も同席していただきまして、財政課長が、直接、説明を聞くヒアリングを実施しているものでございます。それから、財政課長査定というものが 12 月の中旬くらいからやるという図になっていますが、これは、財政課の各担当が査定案を作成しました後に、順次、担当ごとに課長査定を受けて、課長査定の数字を決めていくという作業が進められます。課長査定は財政課長と課長補佐２名、予算総括チーフが担当案の説明に対しまして、妥当かどうか審査するものでございまして、１月中旬まで、ずっと行うこととなります。

課長査定を１月中旬まで行いまして、課長内示という段階になります。課長査定が終わりましたら、課長内示につきまして、財政課担当を通じて各部局、各課に行います。ここでは、数字を、査定額を内示するもの、更に、上に上げて議論するよう内示を保留するもの、あるいは、その時点で不確定な要素があるため、一定内示を当面保留するものなどに、取扱いが分かれて参ります。課長内示を受けました後に、各部局は、それぞれ中身を検討されまして、そこで上に上げていくといった意味で保留になったもの、先ほど申しました保留になったものと、それだけではなくて、課長内示で示された数字や考え方に納得できないものがある場合には、それも含めて、部長復活要求を行うことになります。

そして、部長復活として上がってきました事業につきまして、総務部長査定という段階に入って参ります。担当部局長をはじめそれぞれの担当部局のメンバーと、総務部長・副部長・財政課とで議論を行って参ります。そうした担当部長らのとの議論を経ました後に、総務部長による部長査定が行われていくことになります。

それから、部長査定の結果につきまして、財源対策というものを行いまして、県税の収入見込みとか交付税の額なんかを見積りまして、対策を行いました後に、知事・副知事に対しまして部長査定までの全体像と個別の主要事業などの説明を行います。

ここにはちょっと出ておりませんけれども、査定が終わりましたら、一旦、知事、副知事に部長査定までの説明をするという段階がございます。それで、知事・副知事への説明を終えましたら、説明の中で、知事・副知事からお聞きしました意見も踏まえて、部長内示として額を示すもの、それから内示を、更に保留するものというようなもので、さび分けを行って参ります。

部長内示に対して、知事査定に上げるよう保留になったものと、更に、部長内示の示された数字や考え方で納得できないものがあります場合には、それも含めて、更に、知事復活要求というものに上がって参ります。この知事復活として上がってきた事業につきまして、担当部局長をはじめ部局のメンバーと、知事・副知事・総務部長・副部長・財政課長などで知事査定を行って参ります。

そういう議論を経まして、知事査定の結果というものが決まるわけなんですけれども、また、財源対策を行いまして、最終的な全体像を固めまして、知事に報告して、予算案が決定するということでございます。知事査定が２月の上旬で、額が固まるのもその頃ということになってます。

平成８年度は２月の上旬だったんですけど、最近は、ちょっと前倒しと言いますか、大体、１月中に知事査定は終わるというような状況になっております。

そこまで終わりましたら、予算議案、予算発表資料の作成、県議会各派説明といったことを行いまして、２月下旬に開会する県議会に提案することとしております。

ここは、当初予算の流れをお示しさせていただいたわけですが、年度途中の補正予算も、大体、流れとしては、こういうような手順となって参ります。

それから「同和関係予算」につきましては、平成 11 年度まで知事査定の終了後などに、知事査定とは別に、副知事による同和本部長調整を行っておりました。これにつきましては、その他の事業と一緒に各課から予算見積書が提出されます。その後、財政課担当ヒアリング、財政課長査定を行っていたわけなんですが、あまりその場では議論はせず、要求内容を確認する程度で、最終的に、本部長調整によって決定されたというような状況でございました。

現在はそういったものはございませんが、当時はそういうような状況でした。

また、先に経営支援課長から説明のありました「県単融資制度の予算査定」につきましては、以上、先ほどご説明しました通常の予算編成作業の中で、査定を行っておるものでございます。

最後に、ここには書いてはございませんが、予算の内容につきましては、平成 14 年度の当初予算から、議会の議決後、予算情報検索システム、財政課のホームページでご覧になっていただければお分かりになると思うんですが、予算情報検索システムというものを設けておりまして、予算の見積額とそれに対する査定額、決定額というものがご覧いただけるような状況になっております。私からは以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。会議の予定時間が 11 時半ですので、ちょっと時間が厳しいですが、今日説明していただいた部分は、かなり重要な問題がいっぱいありまして、多分、ご質問等もいっぱいあると思うんですけれども、いかがですか。まず、委員の方から。私も、実は、いっぱい聞きたいことがあるので。はいどうぞ。

（委員）

２つあるんですけど、一つは資料２の５ページの高度化支援資金制度要綱策定なんですが、これは、本来、ルールとしては議会を通さずに作れる種類のものなのかどうかという、それを作ってしまっていること自体が法令違反になるのかどうか。

そこのポイントと、もう一つは、資料８の先ほどの予算編成過程の流れで、ここの融

資制度検討委員会の中で指摘されているとおり、情報公開という話が出てるんですけれども、平成８年当時と現在で、情報公開の内容がどう変わっているのか。そこの２点を教えていただきたいのですが。

（経営支援課長）

この要綱策定自体が議会の議決がいるかと言いますと、これは要りません。予算を、本来、非常にこの高額の予算ですので、議会の同意を得て予算化するというのが原則でございますけれども、議会に諮るいとまがないとか、特に、例外の理由があれば予算を流用するということも、手続き上は認められておりますので、予算を流用して、要綱を策定したということ自体は違法性はないというふうに思いますが、決して、好ましいことではなかったことは、間違いないと思います。

（財政課課長補佐）

予算編成におけます情報公開の状況でございますけれども、情報公開条例は当時からございますので、そういった点でいきますと変更点はございません。

ただ、情報公開条例以外で財政課としましても、先ほど申しましたように予算見積概要の公表とか、最後に申し上げました最終的な予算のホームページでの情報公開といったものを行わさせていただいているところでございます。

（会長）

要するに、その当時と比べれば、現在は公開のレベルは上がってるんだということを仰っているんですか。

（財政課課長補佐）

いろいろホームページに、財政課としても、情報公開をさせていただいている状況にはあるということです。

（委員）

今の点で１問目の答えの方なんですけれども、「高額の予算なので、議会の合意が原則である」と仰ったのは、これは、ルールは何で決めているのか、法律なのか条例なのか、あるいは運用の話なのかという点をお聞きしたい。

もう一つは、ちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、「理由のある場合は、議会の同意を得なくてもいい場合がある」と仰ったと思いますが、それは、どういった場合がルール上決められているのか。その２点をお願いします。

（財政課課長補佐）

予算の流用につきましては、予算規則の中で、一部、流用禁止科目と言いますか、原

則なんですけれども、人件費を一般的なものに持っていってはいけないとかいうようなものは設けたりしています。
　が、先ほどのこの貸付金の中での既存の枠での流用といったことについては、財政課には、当然、協議していただく必要はあるわけですけど、特に、それ自体が禁止であるとかいうようなことにはなってございません。
先ほど申し上げましたのは、予算規則です。

（委員）
　流用の話は規則ということで分かるんですけど、高額の予算だから議会の同意がいるとかいうお答えがあったと思うんですが、それも規則なんですか。なにか運用のような気がしますが。

（総務部長）
　そもそも、やはり、予算というのは地方自治法で議会の議決を得るということになっております。
　ただ、先ほど申し上げましたように事務の執行上、流用するべき場合については財政課と協議をして規則の中で流用できるということになっていますし、あとは、例えば、臨時的にどうしても議会にかけるいとまがなくて、新しい予算とかいろんなことをする場合には専決処分をすることができるようになっています。専決処分については、次の議会の時に、必ず専決処分について認定を求めるというような形になっております。
　従いまして、政策目的が大きくて新しいものを起こすような場合については、通常であれば、補正予算というのを提案するか、または専決処分というのをしたうえで、次の議会に認定を求めるというのが、多分、通常のルールだというふうに思っております。

（委員）
　先ほど、簡単にご説明はいただいたんですけれども、平成８年度に地域産業高度化支援資金の融資制度を設けてますけれども、その時は、対象企業としてはアバンセのみということ。それから、翌年にはもうパワーアップになってますね。そこをちょっと簡単にはご説明いただいたんですが、もうちょっと詳しく、なんでこの１年で終わったのか。
　それと、９年度のパワーアップの方で想定されたのが、闘犬センターの融資というふうに、ちらっと聞いたようにも思いますけれども、そこのところを、もうちょっと詳しくご説明いただけないでしょうか。
　つまり、なにを言おうとしているかというと、８年度に設けた高度化の地域の方が１年でなんで止まったのか、それに切り替えないといけなかったのかというのが、ちょっと、先ほどのご説明では分からなかったんです。

（経営支援課長）

この融資そのものが、最初に言いましたように予算を流用するということで議会の議決を経ずにやっておりますが、最終的には、２月補正の時に、一応、予算の中へ位置付けて、補正予算という形で、融資の一つだということでの予算には、取りあえずは入れてます。

ただ、この予算は、途中ご説明しましたように、単年度の融資でして、貸付けて年度末に返してもらって、翌年度に新たに貸し付けるということなので、結局、９年度には、改めて当初予算に計上したということです。

これは、モード・アバンセを継続して支援するという考えがありましたので、翌年度の予算にも当初予算として計上したものです。その時に、闘犬センターに対する融資についても、これと同じ手法でやろうと考えて、予算枠を 20 億に増やして、９年度当初予算に計上したということです。

（委員）

最初からパワーアップのような制度を作って、それを利用できるというふうな、その当時にはなかったんでしょうか。

（経営支援課長）

ありませんでした。新たに、こういう融資を起こしたということです。

（委員）

地域産業高度化支援資金は、審査会を設けておられないですよね。これの理由はどういうことでしょうか。

（経営支援課長）

これは、この融資の要綱を定める時に、既に支援をすると決めていたこと、時期が９月であったことなどから、審査会をわざわざ開く必要がないということで審査会を設けてなかったようです。

産業パワーアップについては、年度当初からの制度ですので、審査会を設けております。

（委員）

先ほどの点から関連するんですけれども、議決を経なかったというのは分かったのですが、議会への説明がどの程度なされたのか、一切なされなかったのか、そこら辺のことなんですが。このいただいている資料を読むとか、予算の資料ですよね、これは、議会にも、議員さんらにも、回っているんですよね。

（経営支援課長）

回ってないです。

（委員）
これは回ってないんですか。

（経営支援課長）
議会へお示しするのは議案ということで、ここにちょっと持ってきてないんですけど、議案書の中には、トータルで、この中小企業制度金融貸付金の総額260億なりの総額が載っているだけです。
実際に、詳しく説明を必要と考えた場合には、今でも一般的にやっておりますけれども、委員会がございますので、当該委員会で別に詳しい資料を作って、こういう融資を設けましたという説明をします。
この場合は、多分、それもやってないと思います。

（委員）
そしたら、このいただいている資料は、今回、作られたということですか。当時は、なかったんですか。

（経営支援課長）
これは、予算見積書というのが別にございまして、今、財政課の方からご説明をしましたように、最初に、原課の方で予算の見積書というのを作ります。その見積書の添付資料というようなことで、こういう形で必要額を積算したものを付けているわけです。
これを使ってご説明しましたのは、それぞれ制度融資のメニュー、その中に直貸しのメニューはここへ入れて、そういう形で予算を作っていたということをご説明しようと思って、この資料でご説明させていただいたんですけど。
こういうことは、議会には、多分、ここまで詳しい説明はしてないと思います。

（委員）
そうすると、委員会にもこれは出てないということですよね。だから、地域産業高度化支援資金とかですね、それから、翌年は当初予算で産業パワーアップ融資が新設されたとか、そういうのは、議員さんの方には、一切、知ることはできなかった。可能性はなかったということなんですか。

（経営支援課長）
百条委員会の方でも、そういうふうに報告書の中にも書いていますので、報告してなかったと思います。

（会長）
予算については、委員会審議はないの。委員会レベルの審議はないんですか。予算、あるんですか。どこでやるんですか。どの委員会でやるんですか。

（経営支援課長）
あります。私どもでしたら、産業経済委員会でやります。

（会長）
その産業経済委員会では、そういう詳しい資料の提供を求める声はなかったんですか。

（経営支援課長）
そこは、議案を見て、その説明を求める必要があるかどうかという、議会側が判断するということも一つあると思います。
それと、こちら側が、もう少し詳しい内容の説明をしようとすれば、別途資料で説明することになります。
現在でしたら、例えば、私どもが制度融資の仕組み、新しいメニューを作って、中小企業を支援するためにこういうことをやりますというふうなことを説明をする場合があります。
それですと、議案書とは別に、詳しくどういった制度のメニューを作ったかというふうなことを別途資料を作って説明をいたします。この場合は、そういうことはしていなかったと思います。

（会長）
議員の方からも、詳しいこういう中身を求めるような質問とか要求はなかったと。

（経営支援課長）
そういうことだと思います。この事件は、後になって、一番最初の時もお話したと思いますが、新聞報道によって闇融資というようなことが問題になって、順次、明らかになってきたことですので、この実際の融資制度を設けた段階では、多分、議会に対してこういう融資を設けたとの説明はしていないと思います。

（会長）
これは逆の面からいうと、議会のチェック機能の問題になってくる面もあるんだけれど。普通、僕なんかの常識では、政治なんかを専攻している人間の常識では、10 月の予算編成方針から２月の県議会までの、この期間、このプロセスで、実は、制度融資なんて問題は県内のいろんな事業をやっている方にとって大きな関心事ですよね。県会議員の中でも、もちろん、日頃から、そういう事業所からいろんな要望を受けられたりして

いるわけだから、議員から、多分、予算編成の時にいろんな要望だとか何とか出てくる可能性があるし、議員の方も関心があるんじゃないかと、僕は思ってたので、産業経済委員会で、全然、そういう詳しい資料の説明を求める声もなかったというのは、これはよく分からないんですけどね。大体、そんなんですか。

（経営支援課長）

全般的にそういう状況ということではありませんが、この例がそういうことだったということです。

（会長）

県単融資の話だけじゃなくて、制度融資の枠はいっぱいあるじゃないですか。メニューが。そういうことについての質問も何も出てこないというのは、全然よく分からないけど。

（委員）

これは、多分、予算が認められて、それを行政が執行する時に、箸の上げ下げまでというのは無理なんで、ある程度、裁量があっていいと思うけど、そこの議論じゃなくてポイントは、多分、この要綱を策定する時に、どこまで要綱に入れられるのか。この内容がほとんど新しい制度を作るような要綱だったとすれば、その要綱で決められる範囲を設定しているのかどうかというところの方が問題なんじゃないかと思うんですね。

多分、議員の方はその範囲を知っていたら、それは知ってる範囲でものを言うし、今、現在ある制度の中でものを言うので、もし、それを議員が知らされてなかったら、発言する情報を持ってないわけですから、持ってない情報に対して発言できないので、そういう関係になっているんじゃないかという気がするんです。

ですから、この資金制度の要綱を策定するという、かなり、この中身が新しい制度を作るのに半分近いような要綱になってしまっているところに問題があって、要綱はここまでしか決められませんよというルールがあれば、こういうことにはならなったんじゃないかという気はするんですよね。

（会長）

僕の理解では、この要綱自体は、実は、最初に直貸しするのが決まっていて、それの手順を作るためみたいなもので、対象企業は決まっているわけですよ。ここに貸すんだと。

だけど、それを一般的な手順の形にしてないといけないので、体裁を整えないといけないので、こういう要綱を作っただけの話じゃないかなと、私は理解していますけど。そういう理解でよろしいですか。

つまり、最初に要綱があって、その要綱の枠内で、ある企業から要望があったから、

この要綱に合致するからやりましょうじゃなくて、最初に直貸しがあって、そういうことでしょう。

（経営支援課長）

この場合は、結局、会長ご指摘のとおりです。

（会長）

産業経済委員会だとか、議会の本会議では出てこないでしょうけど、産業経済委員会レベルで、例えば、制度融資の枠はトータルこれだけですよぐらいの話で終わってしまうというか、メニューなんか、全然どうなっているのか説明もなく、議員からの要求もない。そんなもんですか。

（委員）

私、ちょっとよく分からないですけど、その割には、要綱を策定して、すぐ、支出負担行為が同日付けで出てますよね。元々、あったんですか、本当に。

（経営支援課長）

明確に、マニュアル的に示されたものはないと思いますが、大体、こういう融資の制度、要綱自体は、これまでの県の経験則から、大体、こういう規定をするとかいうことは、高度化資金の融資制度もありますので、要綱自体は定めることはそれほど難しいことではないし、今回の場合は、モード・アバンセの資金需要に合わせて、急いで作って急いで払っているということです。

ここは、そういう特殊事情があったというふうに、ご理解いただければと思います。

（委員）

今、要綱を作ることについて特にルールがないというお話でしたけれども、審査会を設置するのかしないのかということだとか、審査会の人選ですよね。今回、平成９年のものは、一応、審査会がありますけれども、外部委員は全部オブザーバーですよね。

ですから、審査会を設置するかどうか、その人選について、これも、もちろん、ルールがないという理解になりますが。

（経営支援課長）

ルールがないというと、多少、語弊があると思いますが、補助金の交付要綱なんかですと、財政課が示したマニュアルがきちんとありますが、貸付金の要綱というのは、今、言った国の高度化貸金の要綱とか、そういったものを参考に作ってきています。過去にも、そういう例があるので、まるっきり、オリジナルでなにかを作るというようなことではなかったろうと思います。

（会長）
その他、ございませんか。
いくつか聞きたいことがあるんですが、一つは、ずっと経過をお聞きしてると、最初、400 人の就労確保だという理由付けがあるんですが、段々、その根拠がなくなっていって、つまり、リストラしないといけないんだと。本社工場だけ残すんだ。親を残すために子どもは切るんだみたいな話になっていくと、400 人の就労確保なんて根拠は段々薄れていって、要するにモード・アバンセを潰さないと。潰れそうなのは分かっているけど潰さないと、こういう感じで、結局、なんで潰さなかったのか。潰せないという判断になった根拠はなにだったのか、そこら辺のところは県の、この問題があった時の総括の中で検討されたんでしょうか。何でなんですか。潰せないというのは。
つまり、金融機関、商工中金をはじめとして、民間の金融機関も全部、この事業の成功の見通しはないという判断しているわけでしょう。にも関わらず、潰さないと。そういう判断をした根拠というか、それは一体、何なのかな。そこら辺はどう総括されていますか、県の方は。

（経営支援課長）
どうして潰さないという方向で行ったのかということをきちんと総括してるかというと、そういう意味合いの総括は、私も見たことがございません。基本的に、何とかこれを潰さないでおこうと、これは私が縷々ご説明しましたように、それぞれ担当課長や部長が何とか潰さないでおこうとやってきてます。
最終的に、それについての総括で、県政改革の方針などで言ってるのは、やはり、特定の団体や個人に対して毅然たる態度をとれなかったとか、同和対策というものの問題の重みに押し潰されてしまったというのか、そういったふうな総括はしてます。

（会長）
高度化資金の融資の場合、最初に、債権管理のところで説明があったんですけど、その場合、窓口、実施主体は県だと。
だから、その計画が妥当であるかどうかを判断する責任、融資を実行した責任というのは最終的には県にあるんだというふうに理解していいわけですかね。
ただ、中小企業事業団、つまり、国の方も相当部分資金を出しているわけですね、７割。公的資金の７割は国が出しているわけで、国と言っても間接的ですけど、事業団ね、それは意思決定のプロセスにはほとんど関わらないんですか。どれぐらい関わるのか。
それと、その場合、県も国も最終的には融資した資金は不良債権になりましたよ、それでお終いですか。要するに、責任問題というのはどうなるのか。

（経営支援課長）

事業団も最初の段階で高度化事業を、これを導入するかどうかという時の診断をやる時に県と一緒にやっておりますので、基本的には、その時に高度化事業としては適当だという診断報告書を書いております。これは県と事業団が共同で作成したものですので、そういう意味では、事業団も高度化事業を入れるということについて、了解をしたうえでやっております。

ただ、貸付けそのものは県が窓口でございますので、債権回収の業務などは県が行います。こういうふうに不良債権化した場合、あとどうするかと言いますと、結局、県の方が債権回収に取り組んで、少しでも回収ができましたら、持ち分に応じて返すということです。80 分の 54 を、事業団の方が負担しておりますので、100 万回収したとしたら、そのうち、事業団の持ち分は事業団に返すというふうな手続きを取っております。

言い換えますと、不良債権が出たからと言って県が全部事業団に先に返すといったことはありません。

（会長）

そのプロセスの中で、最初にもらった資料、２ページの平成８年８月の３課長会議のところの話で、要するに、これは受注量も売上げも具体的な見通し、全然、はっきりしないというふうな段階で、商工政策課長が、結局、何でやらんといかんのかということを、高度化を入れたばかりだからと、地域改善事業だと、ということは、要するに、高度化資金融資を実行した判断の妥当性、責任というのが問われる可能性があるいうか、その辺の配慮が働いたのかなと、僕なんか思うのですが。あとは、もう一つは、同和対策だからと。結局、そこしかないんですかね、決定した理由。

つまり、金融機関の見通しもあまり芳しくない。受注量、売上げも具体的見通しもはっきりしない。だけど、やらないといけない理由はなにかと言ったら、高度化を入れたばかりだと。地域改善事業だと。

その二つを言ってますよね。その辺のところが真相というか、その辺はいかがですか。これは百条委員会はそういうふうに言ってますけどね。

（経営支援課長）

そこは、百条委員会でも裁判でも、基本的には、そういうふうなご指摘になっていると思います。特に、高度化資金を詐取されたということをできるだけ知られないようにしたかったというふうなことも、高裁判決などでは言われております。早い段階で詐取されたことを知っていたと、そんなふうに認定されておりますので、そこは、もう私どもがコメントする余地はないと思います。

（委員）

今の点だけれども、結局、同和対策事業、地域改善事業であるからこそ、倒産状態でも貸したみたいな、そういうものが大きいんだと思うけれども、なんでそういうような

感覚になってしまったのかという、そういうことなんですよね。これは、この間も言っていたけど、同和行政の今までの問題点について、まとめたやつを出してほしいと言っていたんだけど。そういう過去の経過があるから、この問題に関しては、県の職員としては、貸す方向の意識付けになってしまうんだという、そんな感じじゃないかと思うんです。

ですので、過去の問題点、過去の事例と問題点、それを洗いざらいにするということをせんといかんといけないんじゃないかと思うんだけど。そういう過去の経過、一覧というのは、もうまとめていただいていますでしょうか。

（行政管理課長）

すみません。同和団体との話し合いの件につきましては、今、資料を整理しておりまして、次回にご説明するように準備しております。

（会長）

次回、やっていただく予定にはしておりますが。

私ばかりで申し訳ないけど、橋本知事が、闘犬センターの件ですよね、産業パワーアップの。あれが取りやめになった、実行しなくなったのは財政課、橋本知事が反対したということなんですけど、知事が最初に知ったのは、いつの時点ですか、知事が反対したというのは。

（経営支援課長）

知事が明確に、反対したのは平成９年です。

（会長）

そこの産業パワーアップ融資の要綱ができてた段階ですか。

（経営支援課長）

そうですね。

（会長）

それで、産業パワーアップ融資というのは、先ほどの話を聞いていると闘犬センターともう１つモード・アバンセの分も入っているわけですよね。

（経営支援課長）

はい。

（会長）

そうすると、その中身については知事は知らなかったわけですか。

（経営支援課長）

そこがいろいろ百条委員会でも議論になっているところですが、産業パワーアップ融資、そういう予算化をすることについて、先ほど財政課の方から知事査定というふうなことの説明がありましたが、その場で説明をしようとしたけれど、副知事が妨げたとか何とかそんな記述もございまして、知事にきちんと説明してなかったので、知事にはそこが伝わってないと。知事が後から知ったというふうなことになっています。

（会長）

闘犬センターの話は知事はどうして知ったの。

（商工政策課長）

知事が承知をしたという、どういうところから情報を。

（会長）

平成９年に反対したんでしょう。闘犬センターへの融資に。

（商工政策課長）

それはですね、制度としてのパワーアップを吟味していく中でお知りになったのではなくて、いわゆる闘犬センターに対して、県としてなにか動きがあるというふうな情報を、制度的なところからお知りになったのではなくて、そういった情報を、それはどこからかというのは、私どもも承知しておりませんけれども、闘犬センターに対して融資をしようとする動きがある。それについては反対をしたというふうな話され方を、百条の段階でもしておられたと思います。

（会長）

闘犬センターの経営者の問題については、橋本知事が就任当初から、いろんな本なんか読んでますと、彼の喋っていることなんかを聞いていると、闘犬センターの経営者が年度当初に幹部を集めて訓示するなんていうことを言ってきたので、私はそんなこと止めろと言ったということで、その辺りの事情、闘犬センターの経営者がどういう人であるとかいうことは、橋本知事はかなり就任当初からご存知であって、しかも、よろしくないという印象を持っておられたわけですね、知事は。そういうようなことは幹部は知らなかったんですか。知事が闘犬センターの経営者に対してどういう印象を持っているか、どういう感じを持っているかということを、幹部は、一切、無視したのか、知らなかったのか。

例えば、知事は闘犬センターの経営者が幹部を集めて訓示をたれますいうようなこと

を職員が言ってきたと。私はそういうことは止めろと言ったというふうに、本かなにかの中で言っているんですよ。
だから、職員は知事が闘犬センターの経営者に対してどういう姿勢であったかということは知ってるはずなんで、それを知らなかったんですかね、幹部は。

（経営支援課長）
そこは余り明確にはお答えできませんが、ある程度は知っていたと思います。
ただ、あくまで融資に反対する。それほどの知事に意思があるというまでは分からなかったので、結局、３年間くらい、予算を計上し続けたんだろうと思います。まるっきり知らなかったかというと、それは知っていたと思います。
それと、申し訳ありません。知事がいつ知ったかという点ですが、私、ちょっと記憶をしていないので、今、きちんと答えられませんので調べたうえで、次回でもお答えしたいと思います。百条委員会で、知事が私が知ったのはいつだというふうにお答えされてますので、そこを確認してお返事したいと思います。

（会長）
モード･アバンセの件について報告を受けたのは11年の５月だということは仰ってますよね。それはそれでいいんですけれども。つまり闘犬は平成９年に反対したというわけだから、知ってるはずですよね。そういう融資があると。

（経営支援課長）
ちょっと確認させてください。記憶をしてないものですから。

（会長）
予定の時間をオーバーしてしまいましたけど、まだ、いろいろ私も細かい点を聞きたいことがあるんですけどいかがですか。今日、十分聞けなかった点は、次の会で聞くということで構わないと思いますので、今日のところはこのぐらいにしておきますか。
それでは、その他で、皆さんにご報告があります。市民オンブズマン高知から先週、６月５日に当委員会宛てに「要望書」が出ております。お手元にお配りしておりますのでご覧いただきたいんですが、この委員会での検証テーマ、それから、配布されている資料に関するご意見やご要望、それから一般県民や市民オンブズマン高知から意見を聴く機会を設けてほしい、そういう要望も出ております。
なお、オンブズマンの方から資料として追加するように要望をいただきました、県議会百条委員会報告書と高松高裁判決につきましては、委員の皆さまには事前に参考資料として配付しております。この市民オンブズマン高知からの要望書の取り扱いにつきましては、会長の私の方で、まず、検討させていただいたうえ、次回以降、皆さまにお諮りしたいと思っておりますが、そういうことでよろしいですか。

委員の方も、是非、お読みいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、最後に、次回の第４回委員会について、会の進め方等、事務局の方からご説明をお願いいたします。

３　その他

（行政管理課長）
それでは、１枚紙で別途お配りしています「県政改革に関する検証委員会」（第４回）概要という資料をご覧いただきたいと思います。
次回は来週の火曜日に、時間は申し訳ございませんが、日程の都合で18時からということで、夜、開催させていただきます。場所は本日と同じ、この場所でございます。内容ですけれども、予定しておりますのは、先ほどもお話しいたしましたように、前回、お話がございました同和団体との話し合いの具体的な内容についてということにつきまして、ここでご説明をまずさせていただきます。
それから、当初予定しておりました情報公開制度についてということで、一連の当時の情報公開の状況ですとか、念書、覚書の公表に関すること、こういったことについてのご説明をさせていただくことを予定しております。
あと、その他ということで、今日十分ご協議いただけなかった点も含めまして、残った時間でお話しをいただくということがあるかと思いますし、それ以外に、第５回委員会には、それまでの説明や質疑・意見交換といったことをもとに、論点整理を行うということを予定しておりますので、その際に、どのようなことをポイントに協議していくかなどを予め話し合っていただければと考えております。
以上、第４回の予定している内容についてのご説明でございます。

（会長）
第４回につきましては、今、説明いただいたような方向で行いたいと思っております。なにかご質問、委員の方でございませんか。ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。